

社会福祉法人白老宏友会  
職員給与・臨時職員等賃金補足規程（福祉・介護職員等処遇改善加算）

（目的）

第1条 この補足規程は、福祉・介護職員等処遇改善加算に伴う職員の賃金改善を目的とした職員給与規程、臨時職員賃金規程を補足して取り扱う。

（支給方法）

第2条 毎月の給与及び手当並びに一時金に含めて下記のとおり支給する。

＜毎月の給与における改善内容＞

- ① 正規職員：別紙給与表の各等級号俸における改善額。  
定期昇給時において2号俸以上分を改善額とする。
- ② 嘱託職員：別紙賃金表の各号俸における改善額。
- ③ 臨時職員並びに正規職員限定職：最低賃金との差額分を改善額とする。
- ④ 共通：資格手当の内5,000円を超える金額及び、介護初任者資格手当並びに臨時職員を対象とした資格手当は全額を改善額とする。  
・夜勤及び宿直における手当の内800円分を改善額とする。

＜毎月の手当としての改善内容＞

- ⑤ 別紙1「資格・経験者等への手当」を改善額とする。

＜その他の改善内容＞

- ⑥ 収支金額に差異が生じる場合は一時金として支給する場合がある。

（支給の停止及び変更）

第3条 支給の停止及び支給内容の変更について、下記のとおりとする。

- ① 障害者総合支援法による福祉・介護職員等処遇改善加算の制度変更により、支給の停止や支給内容の見直し並びに金額の増減を行う場合がある。また、災害や諸事情によりサービス報酬に大きな変動があった場合についても同様とする。

職員は月の全日にわたり、1日も出勤しない場合は第2条⑤を支給しない。また月途中で退職となった職員についても支給しない。（有給休暇を使用した場合も出勤とはみなさない）。

（その他）

第4条 理事長が必要と認めた者は支給対象として福祉・介護職員等処遇改善加算以外から支給することがある。

附則 この補足規程は令和6年6月1日より施行する。

この補足規程は令和7年5月29日に一部改正し、令和7年4月1日より遡及する

## 「資格・経験者等への手当」の支給基準

(支給内容)

第1条 支給内容は次の通りとする。

- (1) 対象職員へ月額で手当として支給する。
- (2) 支給内容については年度毎に支給者の選考、手当額を定めるものとする。
- (3) 支給内容は次の通りとし対象条件の基準日を4月1日とする。
- (4) 支給対象職種とは、全職員を対象とする。(嘱託医、アルバイトを除く)

&lt;グループ A&gt;

- ① 勤続10年以上(当法人以外での社会福祉等勤務経験を50%換算\*注1)の者。
- ② 資格所有者(社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・公認臨床心理士・サービス管理責任者については現任者のみ対象とする)
- ③ 支援員・指導員・世話人等、及びサービス管理責任者等支援業務(兼務者も含む)の職にあるもの。
- ④ 基本給が5等級112号俸の金額以上の者は30%の減額とする。
- ⑤ 臨時職員で役職者は正規職員の役職等級による金額を支給する。

&lt;グループ B&gt;

- ① 支援員・世話人・サービス管理責任者でAの①②の条件を満たさない者。
- ② 基本給5等級112号俸の金額以上の者は30%の減額とする。

&lt;グループ C&gt;

- ① グループA/B以外の者(管理者、事務員、調理員、看護師、運転手他)。
- ② 前年度の年収が440万円未満のもの。\*注2

&lt;グループ D&gt;

- ① A・B・Cに該当しない者

- (5) 支給対象内容の喪失と懲戒等が発生した時は、その時点で支給を停止することがある。
- (6) 年度途中で440万円(支給金額を含め)を超える場合は翌月より支給停止とする。

2 前項の規定に加えその月初めに在職する者を対象とする。しかし常勤以上の者は実働日数が10日以内のものは半額の支給とする。尚、職員が休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日の期間、全日数にわたって出勤しないときは支給しない。また月途中で退職となった職員についても支給しない。

	9・8級	7・6級	5級	4級	3級	2級	1級	嘱託	常勤	非常勤	パート
A	27,000	24,000	21,000	19,000	14,000	11,000	10,000	9,000	7,000	1,000	-
B	18,000	16,000	14,000	12,000	9,000	6,000	5,000	4,000	3,000	500	-
C	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,500	2,500	1,500	1,000	250	-
D	5,000	5,000	4,000	3,000	3,000	1,500	1,500	1,500	1,000	0	-

\*注1：社会福祉等勤務経験を50%換算とは、介護支援業務経験年数を言う。また常勤以外(社会保険対象外)の期間は25%換算とする。

\*注2：前年度の年収440万円未満とは、前年度の源泉徴収額で判断する。新規採用の場合は源泉徴収額の見込みで判断する。

## 附 則

この補足規程は、令和6年6月1日より施行する。

この補足規程は、令和6年3月26日に一部改正し、令和6年10月1日より施行する。

この補足規程は、令和7年3月18日に一部改正し、令和7年4月1日より施行する。

この補足規程は、令和7年5月29日に一部改正し、令和7年5月29日より施行する。